岡山県委託事業

**（リアル展示会×オンライン展示会）**

**人とくるまのテクノロジー展２０２１　横浜**

**岡山県ブース　共同出展企業募集**

岡山県・（公財）岡山県産業振興財団は、県内の自動車関連企業が開発力や技術力等を広くＰＲし、新規取引先を開拓することを支援するため、「人とくるまのテクノロジー展2021　横浜」に岡山県ブースを出展します。

つきましては、共同出展企業を募集しますので、ぜひご出展ください！

なお、従来の展示会場での展示・商談に加え、オンラインによる展示・商談もございます。

|  |  |
| --- | --- |
| 展示会名称 | 「人とくるまのテクノロジー展2021横浜」　（公式HP　 https://expo.jsae.or.jp/） |
| 会　　　　期 | 令和３年５月２６日（水）～２８日（金）１０：００～１８：００　※最終日のみ１７：００終了。 |
| 会　　　　場 | パシフィコ横浜　展示ホール１階　ホールD　 （横浜市西区みなとみらい１丁目１－１） |
| 募集企業数 | ７社程度　※先着順です。 |
| ブースサイズ | １ブースあたり９㎡を予定（間口３ｍ×奥行３ｍ）　※ブース形状により増減があります。 |
| 出展料 | ３５７，５００円（税込）/１ブース |
| 出展対象者 | 主たる事業所（製造拠点）を岡山県内に有する企業。 |
| 申込方法 | 共同出展申込書に必要事項をご記入いただき、押印の上、財団宛てご郵送ください。 |
| 申込締切 | **令和３年３月２２日（月）１７：００必着**※定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。 |
| 来場見込数 | ６０，０００名　（２０１９年実績 ９５，９００名） |
| 来場対象者 | 自動車・部品、材料・車体メーカ及び計測機器・情報機器ソフトウェアメーカなどの技術者・研究者及び関係者、大学・専門学校・工業高校の教育関係者及び学生、官民研究機関の研究者・技術者及び関係者 |
| お申込み・  お問合せ先 | 〒７０１－１２２１　岡山市北区芳賀５３０１  (公財)岡山県産業振興財団　ものづくり支援部　研究開発支援課　担当：三谷・原本・小倉  ＴＥＬ：０８６－２８６－９６５１、ＦＡＸ：０８６－２８６－９６７６  Ｅ－ＭＡＩＬ：[jidousya@optic.or.jp](mailto:jidousya@optic.or.jp)　（自動車担当代表メール） |
| 注意事項 | お申込み後、お申込み内容確認済みの連絡が無い場合は、お手数ですが、上記お問合せ先までご連絡ください。  本募集は、令和３年度の岡山県の予算成立及び当財団が事業受託することが前提です。 |

**人とくるまのテクノロジー展２０２１　横浜**

**岡山県ブース共同出展申込書**

|  |
| --- |
| 申込先：Ｅ-mail：jidousya@optic.or.jp　　ＦＡＸ：086-286-9676  申込締切：令和３年３月２２日（月）１７：００　必着 |

（公財）岡山県産業振興財団　ものづくり支援部研究開発支援課　三谷・原本・小倉　行

人とくるまのテクノロジー展2021横浜　岡山県ブース共同出展規約に同意し、下記のとおり申し込みます。

**■企業概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 企業名 |  | |
| 所在地 | 〒 | |
| 代表者名 | 役職　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名 | |
| 企業概要 | 従業員数　　　　　　　　　　　　　人 | 資本金　　　　　　　　　　　　　　　　　　万円 |

**■出展担当者**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当者名 | 役職　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名 | |
| 担当者連絡先 | TEL： | FAX： |
| E-mail： | |

**■展示物・出展内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 展示物・出展内容（予定） | ※できるだけ詳細にご記載ください。集客率アップを図るため、新製品・実製品・サンプル製品・モニターによる製品説明など、訴求効果の高い展示物の工夫をお願いいたします。 |

**■その他**

|  |
| --- |
| ※ご要望などございましたらお聞かせください。 |

人とくるまのテクノロジー展2021横浜　岡山県ブース　共同出展規約

「人とくるまのテクノロジー展2021横浜」岡山県ブース（以下「本展示会」という。）へ共同出展する企業（以下「共同出展者」という。）は、公益財団法人岡山県産業振興財団（以下、「財団」という。）が定める人とくるまのテクノロジー展2021横浜　岡山県ブース共同出展規約（以下「本規約」という。）の条件に従って出展を行うものとする。

**第1条　共同出展申込み方法**

1.　共同出展申込者は、「人とくるまのテクノロジー展2021横浜　岡山県ブース共同出展申込書」（以下、「共同出展申込書」という。）に必要事項を入力、捺印の上、財団に郵送・メール・FAX（PDF可）のいずれかの方法にて申込を行うこととする。

2.　財団が、「共同出展申込書」を受領し、記載事項を確認の上、支

障がないと判断した日に「共同出展申込み」が成立する。

3.　共同出展申込みの最終期限は、「共同出展申込書」に記載の通

りとする。

**第2条　共同出展料の請求と支払**

1.　第１条に基づき「共同出展申込み」が成立した場合、共同出展

者は、財団が発行する請求書で共同出展料を支払うものとする。

振込手数料等、送金に要する費用は全額、共同出展者の負担と

する。なお、共同出展料は、原則、「共同出展申込書」に記載の

通りとする。但し、小間数の増減等に伴いその限りではない。

2.　共同出展者により支払が行われた場合、その入金の確認をもっ

て「共同出展確定」とする。

3.　共同出展者が上記1項の通り支払を行わない場合、財団は、当

該「共同出展申込み」が取消されたものとみなすことができる。

**第3条　共同出展確定後の解約**

1.　「共同出展確定」後は、共同出展者の希望による共同出展の解

約は原則として認められないものとする。

2.　「共同出展確定」後、天災やその他の不足の事態によって、や

むを得ず小間の一部もしくは全てを解約する場合、共同出展料

の100％を解約料として徴収する。共同出展者が既に財団に対し

て共同出展料の全部または一部の支払を行っている場合には、

解約料は当該支払済みの共同出展料から充当されるものとする。

**第4条　小間位置の決定**

展示会事務局（以下「主催者」という。）による、岡山県ブースの小間位置決定後に、各共同出展者の小間位置を財団主催の出展者説明会により決定する。なお、主催者または財団の都合等によって小間位置の変更依頼を行う場合は、別途連絡を行うものとする。

**第5条　出展物等の設置・小間装飾及び撤去**

財団は本展示会を記録するために、会期中に会場内、共同出展者小間等の撮影を行うが、撮影映像の権利は財団が有するものとする。

1.　出展物等の会場への搬入と設置は、別途財団が指定する期間

に行うものとする。

2.　小間装飾は、財団の指定する装飾業者とのルールに準じて行う

ものとする。

3.　共同出展者は、ブースの維持管理および来訪者対応のために、

展示期間中、常駐することとする。ただし、やむを得ない場合は、

財団との協議の上決定することとする。

4.　共同出展者は、会期中は 財団の承認なしに出展物を搬入・搬

出・撤去及び移動することはできない。

5.　小間内の出展物及び装飾物等は、財団より通知される期間に、

搬出を完了すること。その時までに搬出されないものは財団によ

り撤去されるものとする。

**第6条　解除**

1.　共同出展者が次の各号のいずれかに該当した場合、財団は、

何らの通知・催告なしに、また共同出展者に対して何らの賠償を

行うことなく、直ちに共同出展を解除できるものとする。

①　所有物件または権利につき、差押、仮差押、仮処分、競売の

申立または租税公課の滞納処分等を受けたとき。ただし、第三

債務者として差押または仮差押を受けた場合を除く。

②　支払停止があったとき、支払不能に陥ったとき。

③　監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき。

④　共同出展者または展示を予定している展示物が、本展示会

の開催目的や出展対象に適さないと財団が判断した場合、そ

の他共同出展者の社会的信用に関わる民事上、刑事上また

は行政法上の問題が懸念され、違法または不当な行為、犯罪

行為その他が行われたあるいはその恐れがあると認められる

ことから、共同出展者が本展示会に出展を行うことが社会的に

妥当性を欠くと財団が判断したとき

⑤　前各号の場合のほか、共同出展者が本規約の全部または

一部、もしくは本条に基づき財団が共同出展を解除した場合、

財団は、第3条の定めによる解約料及びその他の損害の賠償

を、共同出展者に請求することを妨げられないものとする。

**第7条　岡山県ブースの運営・免責**

財団は業務を円滑に実行するために、各種規則等の設定、修正を行うことができる。また、本規約に記載がない事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができる。天災やその他の不足の事態によって、本展示会の共同出展が困難あるいは不可能と財団がやむを得ず判断した場合、共同出展を中止する場合がある。その場合、共同出展料から共同出展に要する必要経費を差し引いた額を返金する。

**第8条 主催者判断による展示会の延期または中止**

天災やその他の不可抗力事由により本展示会の開催が困難あるいは不可能と主催者が判断した場合、本展示会の延期・中止の決定連絡については、主催者から財団へ連絡が入り次第、共同出展者に通知する。主催者の判断で、本展示会が開催中止になった場合については、共同出展料から必要経費を差し引いた額を共同出展者に返金する場合がある。